

違憲訴訟の会 ニュース

発行：安保法制違憲訴訟の会
No.10 2018年8月9日
〒150-0031
東京都渋谷区桜丘町17-6 渋谷協栄ビル
電話 03-3780-1260
FAX 03-3780-1287
Mail：office@anpoiken.jp

国賠第8回口頭弁論期日報告

安保法制違憲国賠訴訟、裁判官3名を忌避

2018年7月20日、国賠第8回期日に於いて、裁判所は原告代理人が申請していた8名の証人をすべて不採用としました。これまでに、7回の期日を重ねて、準備書面を計14通提出し、また前回、前々回と、10名の原告本人尋問を行ってきました。私たちが訴えている安保法制による原告の被害を裏付けるために証人尋問は不可欠であり、裁判所が憲法判断をするためには必須と考えておりました。弁護団は、これまでの経緯を踏まえ、現在の裁判体が公正な判断をするものではないと判断し、裁判官3名（前澤達朗裁判長、実本滋裁判官、神本博雅裁判官）を忌避しました。

第8回期日は、証拠の採否についての決定のために設けられた期日でした。弁護団は、これまでの経緯により、証拠採用がなされないこと、また、その場合に裁判官3名を忌避することを視野に入れて、この期日に臨みました。当初より、弁論の時間は30分ほどと区切られておりましたが、福田護弁護士（法的保護利益の問題について）及び古川健三弁護士（証人採用について）による意見陳述が10分程度認められておりました。両代理人による意見陳述の後、裁判長は、口頭での補足があったので一旦下がって合議すると退廷しました。パフォーマンスであるとの印象が濃厚でした。2分ほどで法廷に戻ってきた裁判長は、「合議の結果、原告申請の証人8名をいずれも証人尋問の必要性がないものと判断し、却下します。」と、証人採用を認めませんでした。傍聴席は騒然とし、「えー」という声が一斉にあがりました。

すかさず、寺井一弘弁護士が忌避の申し立てをしま



した。寺井弁護士が忌避の理由を述べる間、傍聴席からは幾度となく大きな拍手が起こりました。

そして終了後は原告らから裁判官に向かって「良心はないのか」「何を考えて仕事しているのか」「恥ずかしくないのか！」など、激しい批判の声が多く上がりました。裁判長は一切制止することなく黙って聞いていました。

裁判長は「忌避の申し立てがありましたので、本日の手続は終了します。」と宣言しましたが、退廷することもなく、着席のまま、原告に退廷を促しました。しかし、原告は一人も退廷しようとはせず、思い思いにさらに裁判所を批判しました。やがて、被告が席を立ち、また、原告も代理人に促される形で、退席しました。

裁判所の対応はたいへん残念なものでしたが、原告の反応は力強く頼もしいものでした。

（東京事務局次長 山口あずさ）

これからが正念場の戦い

報告集会での 寺井一弘共同代表冒頭挨拶

東京地方裁判所民事一部は本日午前、私たちが申請していました宮崎礼壹元内閣法制局長官ら8名の証人尋問を全て却下するという暴挙に出ました。それに対して私ども原告代理人は前澤裁判長ら3名の裁判官に対して忌避の申し立てをしました。忌避とはこの3名は安保法制違憲訴訟を審理する資格が全くないということです。

私は弁護士登録後49年間、数々の裁判に携わってきても品も見識もない裁判官を見てきましたが、主権者である国民に対してこれほどひどい仕打ちをした不誠実な裁判官は初めてでした。そこで仲間の弁護士と相談のうえ過去に経験したことのない忌避申立という重い決断をさせていただきました。

私は全国において提起されている今回の違憲訴訟の意義は端的に言って2点であるとあらゆるところで訴え強調してきました。それは安倍政権のもとで進められている『戦争できる国家づくり』を阻止することと、内閣の意向を付度してやまない消極的な日本司法への挑戦であります。

安倍政権の国民無視の権力的で横暴な戦争推進政策はこの間広く知られてきましたが、これに対する裁判所、司法の姿勢が今日の決定で明らかになり、その権力的体質を剥き出しにした最初の出来事となりました。前澤裁判長に交替する前に採用された10名の原告は戦争への恐怖、平和への危険を切実に訴えたのでありますが、前澤裁判長ら3名の新しい裁判官は原告らが鋭く指摘した危険性の根拠となる客観的事実を裏付ける専門的な知見を有する証人全員の尋問を拒否したのであります。しかもこれらの裁判官3名はこの4月に新任したばかりで、おそらく大量の記録を読んでいないと思われる前澤裁判長は弁論が更新されていない4月16日の段階の三者協議の場において「証人採用には消極的である」旨を予告する発言をした人物であります。私ども代理人はこのような薄っぺらで無責任きわまる裁判官に国民の命と日本の平和にかかわる最も



重要な安保法制訴訟に携わる資格はないと判断して忌避の申立をした次第です。あまりにも主権者である国民を舐め切り、憲法を蹂躪している態度そのものだと考えております。

一昨年末の辺野古訴訟、厚木訴訟の政治的な逆転判決、そして昨日の日の丸・君が代に関する最高裁判決などを想起させられていますが、油断も隙もない司法の現実だと痛感させられています。

しかし、私は本日の法廷を埋め尽した原告、市民の皆様には大きな励ましと勇気をいただきました。私の忌避申立の発言中に皆様から盛大な拍手をいただき、終了後には傍聴席から裁判長らに向けて激しい批判の言葉が浴びせられました。内容はとても厳しくきついものでしたが、皆様方一人一人の魂のこもった発言に裁判長は全く制止できず、黙って聞くしかありませんでした。それらを通して私は「これから正念場の戦いが始まる。漠然としていた裁判所の権力的姿勢が顕わになってきた現在、権力としっかり対峙した運動を全国的に構築していかなければならないし、それは必ず実現できる」と確信したのであります。

この戦いはこれからまだまだ長く続きますが、原告と市民の皆様が主人公であります。皆様方の知恵と力を結集して安倍政権の歴史的暴挙を些かも『忘却』することなく創意工夫ある戦いを展開してくださるようお願いいたします。

8月2日にはノーベル物理学賞の益川敏英博士らを原告として名古屋でも提訴されることが確定しましたので私ども弁護団も皆様方と固く団結連帯して命をかけて最後まで戦い抜き、安保法制を憲法違反とする判決を必ず勝ち取っていく決意です。

元裁判官から見た 忌避申立て

代理人弁護士 北澤 貞男

去る7月20日の第8回口頭弁論期日には、裁判所が原告ら申請の専門家証人8名につき「必要性がない」として不採用と決定したことから、原告らは裁判官3名を「忌避」しました。対決の場面であり、緊張がみなぎりました。裁判官3名は、手続終了を告げた後も、法廷に残り、当事者双方と傍聴人の退廷を「指揮」していました。これは「法廷警察権」の行使です。「法廷警察権」は開廷時間の接着した前後に及ぶものと解されています。私は、定年まで

裁判官でしたが、一度も「忌避」された経験がないので、どういう態度をとるのがベターか考えたこともありません。しかし、当日の裁判官と同じだったのではないかと思います。前澤コートは、「覚悟」して証人申請をすべて不採用とし、忌避も予想して、その後の法廷の秩序維持も自分らの手で（所長の庁舎管理に委ねるのではなく）行う方針だったと推測されます。問題は、裁判官の腹の中です。前澤コートは、見方によっては「毅然」としており、「権力」を行使する者の「冷淡」さを感じました。「憲法の番人」、「人権保障の最後の砦」の役割を担う者の姿勢とは異なるように感じました。しかし、裁判官はいろいろ、その「良心」の持ち方も多様だと思います。裁判官の「職権の独立」は強く、「良心」を貫く裁判官も必ず存在します。諦めることなく、全力を尽くすことだと思います。

第7回 差止口頭弁論報告

6月20日（水）安保法制違憲差止訴訟第7回口頭弁論が行われました。裁判体の一部が変更になったとのことで、弁論の更新がなされました。国賠訴訟で裁判官が3名入れ替わったのは異なり、差し止めの方は左陪席のみの交代でした。

国賠の原告は、1500名を超えているのに対し、差し止めの原告は52名と少ないことから、これまで、全員の陳述書が出揃ってから証拠調べを行うとの訴訟指揮がなされており、今回、原告の陳述書が全て出揃いましたので、裁判長により、その確認がなされました。続いて、事前に提出された準備書面16（被告準備書面(3)(4)に対する反論等）について、福田護弁護士より意見陳述がありました。被告国が誠実に答弁していないことについて、「武器等防護の実施に関する事実関係は、本件原告らにとって、また国民全体にとっても、戦争の危険にさらされるのかどうか、その危険の程度も含めて極めて重要かつ切実な事実」であること。また、「国連PKOの変質と駆け付け警護」の主張及び「南スーダンPKOにおける情報の隠蔽」の主張につ

いて、被告が、「争点と関連しない」というのは、被告の独断にすぎないと主張しました。「戦争は、誤った情報の流布や、意図的な情報操作によって開始され、拡大され、その結果悲惨な被害がもたらされるという愚かな経験を、人類はいやというほど繰り返してきました。」という福田弁護士の主張に、この訴訟の歴史的な使命を改めて確認しました。

裁判長は、次回期日の2週間前までに反論を出すように促しましたが、これに対し被告代理人は「（反論が）あれば、出します。」と、答えていました。

次に古川健三弁護士から、証拠申出書で申請された原告本人尋問の内容について説明がありました。尋問を予定しているのは、田中熙巳さん（被爆体験者）、金田マリ子さん（空襲体験者）、富山正樹さん（自衛官の父）、崔善愛（チェソンエ）さん（在日コリアン）、原かほるさん（障がい者）、志葉玲さん（ジャーナリスト）、竹中正陽さん（船員）、山口宏弥さん（航空機乗務員）、橋本次男さん（鉄道労働者）、森謙治さん（厚木基地周辺住民）、市川平さん（横須賀基地周辺住民）、小倉志郎さん（元原発技術者）、飯島滋明さん（憲法研究者）の13名です。

この後、正式な証拠決定は後日行うとした上で、証拠調べ（原告本人尋問）を行うことを前提に、期日の調整がなされ、10月14日と12月14日の午後いっぱい行うことが決定しました。（※このニュース発送の時点で、すでに正式な証拠決定がなされています。）



忌避申立理由書

第1 忌避の申立て

申立人らは、頭記当事者間の本案訴訟事件の第8回口頭弁論期日（2018（平成30）年7月20日）において、裁判官前澤達朗、同実本滋、同神本博雅について、口頭で忌避の申立てを行い、同3名の裁判官の忌避の申立ては理由がある旨の決定を求めた。

第2 忌避の理由

1 忌避の理由の詳細は、2項以下のとおりであるが、その要点は、次のとおりである。

- (1) 第1に、裁判は法廷で直接に審理をした裁判官が判決をするという直接主義が大原則であるにもかかわらず、わずか1年10ヶ月余の間に、裁判長の変更が3人目、右陪席裁判官の変更は4人目、左陪席裁判官の変更は2人目という状況であり、なおかつ担当から外れた裁判官は東京地裁に在籍し、1人は当該部に在籍しており、合理的理由を推測しがたい担当裁判官の変更が目に見え、とくに、この裁判に最初から携わってきた前左陪席裁判官は当該部に在籍しているにも関わらず、原告本人尋問の途中に交替させて裁判官全員を交替させたことは、直接主義に反する。これらの裁判官の交替は何らかの予断を持った配置であるものと推測され、恣意的としか言いようがない。
- (2) 第2に、前澤達朗裁判長（以下「前澤裁判長」という）は、2018年4月16日の進行協議期日において、弁論更新手続を経る前にもかかわらず、すでに証人の不採用を予告しており、弁論更新前から予断を持っていたものと考えられない。
- (3) 第3に、前澤裁判長ら3名の裁判官は、本件の審理に必要な証人尋問の申出を全て却下し、(1)、(2)から推測される予断を抱いた偏頗な態度を現実のものとした。
- (4) 以上のとおりであるから、前澤裁判長ら3名の裁判官には、裁判の公正を妨げるべき事情が存在することが明白である。

2 忌避申立てに至るまでの経過

(1) 度重なる合議体の構成の恣意的変更

本件では、申立人らが忌避を申し立てた第8回期日に至るまでの間、次のとおり、担当裁判官が頻繁に入れ替わっている。

- 第1回 口頭弁論期日（2016年9月2日）後藤健（裁判長）、鈴木尚久、雨宮竜太
- 第2回 口頭弁論期日（2016年12月2日）後藤健、合田章子、雨宮竜太
- 第3回 口頭弁論期日（2017年3月3日）後藤健、合田章子、雨宮竜太
- 第4回 口頭弁論期日（2017年6月2日）後藤健、名島亨卓、雨宮竜太
- 第5回 口頭弁論期日（2017年9月28日）古谷恭一郎（裁判長）、名島亨卓、雨宮竜太
- 進行協議期日（2017年11月10日）古谷恭一郎、名島亨卓、雨宮竜太
- 第6回 口頭弁論期日（2018年1月26日）古谷恭一郎、名島亨卓、雨宮竜太
- 進行協議期日（2018年2月22日）古谷恭一郎、名島亨卓、雨宮竜太
- 進行協議期日（2018年4月16日）前澤達朗（裁判長）、実本滋、雨宮竜太
- 第7回 口頭弁論期日（2018年5月11日）前澤達朗、実本滋、神本博雅
- 第8回 口頭弁論期日（2018年7月20日）前澤達朗、実本滋、神本博雅

(2) 2018年2月22日の進行協議期日

この日は、当初の予定では、5月11日に行われる原告本人尋問の後の予定、すなわち証人の採否について協議される予定であった。しかし、2月22日に行われた進行協議の場で、

古谷恭一郎裁判長（当時。以下「古谷裁判長」という）から、4月に合議体の構成が変わる可能性があるため、そのことを前提に、証人の採否についての判断は4月以降の合議体で改めて判断したいとの意向が示され、4月16日に再度進行協議期日を開催することとなった。

(3) 2018年4月16日の進行協議期日

2018年4月の進行協議期日を迎えるにあたり、同年4月6日頃、原告代理人において、担当部に確認したところ、古谷裁判長から前澤裁判長に裁判長が交替したとのことであった。そこで同代理人は、新たに就任した前澤裁判長に従前の原告らの主張、立証計画、さらに原告らが証人尋問が必要であると考えている理由等を予め説明するため、進行協議期日の前に事前に裁判所との面談の機会を設けていただきたいと申し入れたが、裁判所からは「新任の裁判長は記録を全く検討していないのでこの段階での面談は差し控えたい。書面が提出されたら検討する」旨の回答があった。そこで原告代理人らは同日、急遽「弁論更新にあたっての要請書」と題する書面を提出した。

4月16日の進行協議期日において、前澤裁判長からは、証人尋問については消極的に考えているとの意見が明らかにされ、正式には次々回の口頭弁論期日に証拠決定をする予定が示された。さらにその席上、それまで本件の当初から左陪席を務めた雨宮竜太裁判官（以下「雨宮裁判官」という）が次回期日までに交替する予定であり、合議体は前回の口頭弁論期日（原告本人7名の本人尋問が行われた）から3名とも交替するので、次回期日には実質的な弁論更新手続を行う予定であることが伝えられた。

(4) 2018年5月11日第7回口頭弁論期日

第7回口頭弁論期日の冒頭で前澤裁判長は合議体を構成する裁判官3名とも交替したことを口頭で述べ、その上で弁論更新手続が行われた。

(5) 2018年7月20日第8回口頭弁論期日

第8回口頭弁論期日において、前澤裁判長は、原告らが申請していた証人8名（宮崎礼壹氏（元内閣法制局長官）、濱田邦夫氏（元最高裁判所判事）、福山哲郎氏（参議院議員）、半田滋氏（ジャーナリスト）、前田哲男氏（軍事評論家）、西谷文和氏（ジャーナリスト・NGO役員）、半藤一利氏（小説家・歴史家）、青井未帆氏（学習院大学教授・憲法学者））について、すべての証人申請を却下した。

なお、第7回期日が開かれた後である2018年5月18日頃、原告代理人らが東京地方裁判所ホームページを確認したところ、雨宮裁判官は2018年4月以降も東京地方裁判所民事第1部の本件担当係を含む二つの合議係に在籍していることが判明した。東京地方裁判所ホームページの担当裁判官のページが更新された日時は不明であるが、少なくとも2018年5月11日より後のことであった。

3 裁判の公正を妨げるべき事情の存在

(1) 「裁判の公正」と裁判官の独立

忌避の制度は、公平適正な裁判を受ける権利を実質的に保障するために、当事者の権利として忌避権を定め、これによって裁判の公正を担保するものである。したがって、忌避の原因となる「裁判の公平を妨げるべき事情」の有無は、「除外事由に準ずべき、その存在によって一般に右のような歪曲の可能性を合理的に推測せしめる外形的事実や、その裁判官の従来言動等の外部的徴憑的事実で、それによって右のような内心的事実の存在を推測せしめるようなものによってこ

れを判断する」こととされ、「これらの事実には照らしてみれば当該裁判官に前述したような意味での公正な判断の能力ないし資格に欠けるものがあると合理的に判断されるようなものを指す」と解される（昭和53年7月25日東京高等裁判所決定・判時898号36頁）。

ところで、「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される」（憲法76条3項）。司法権の独立とともに、個々の裁判官の職務行使の独立は、司法の独立の重要な中核であり、裁判官の独立が担保されてこそ、公正な裁判の実現が可能となる。

そして、訴訟における裁判官の除斥、忌避の制度は、裁判官の独立を担保し公正な裁判を実現する極めて重要な手段である。

したがって、裁判官の独立が、通常一般人から見て合理的に疑われるような外形的事情がある場合は、「裁判の公正を妨げるべき事情」と認めらるべきである。

(2) 裁判官の独立の意義

裁判所も組織である以上、裁判官は司法行政上の監督に服する。しかし、前述のとおり、憲法が特に裁判官の独立を保障していることに鑑みて、司法行政上の監督権は、「裁判官の裁判権に影響を及ぼし、又はこれを制限することはない」（裁判所法81条）。同条の趣旨は、憲法76条3項は、「裁判の公正を保障するため、立法機関や行政機関からの干渉を排除することはもちろん、司法部内部での上級裁判所等の干渉をも排除して、事件担当の裁判官の自主独立性を要求するものである」としたうえで、裁判所法81条は、「右憲法の規定を受けて、司法行政上の監督権も、裁判官の裁判上の権限行使に干渉することができないことを規定したものである」と解説されている（最高裁判所事務総局総務部編「裁判所法逐条解説（下）」（法曹会1969年）157頁）。

裁判官の独立に関する憲法76条3項の意義、特にそこにいう「良心」の意義についてはいわゆる主観的良心説と客観的良心説がある、とされている。その当否はともかく、裁判官の独立の意義について、平成10年12月1日最高裁判所大法廷決定（民集52巻9号1761頁）の中で河合伸一裁判官は、次のように述べていることが注目される。

「（憲法76条3項は）個々の裁判官が裁判をするについての自主独立性を言明するものである。裁判官は、不断に考究し、謙虚な自省を重ねつつ、自己の裁判官としての良心に従って職務を行うのである。その裁判官の職務は、事実を確定し、憲法以下の法令を適用して裁判をすることであるが、現代の複雑かつ変化を続ける社会においてこれを適切に行うためには、単に法律や先例の文面を追うのみでは足りないであって、裁判官は、裁判所の外の事象にも常に積極的な関心を絶やさず、広い視野をもってこれを理解し、高い識見を備える努力を続けなくてはならない。このような、自主、独立して、積極的な気概を持つ裁判官を一つの理想像とするならば、司法行政上の監督権の行使、殊に懲戒権の発動はできる限り差し控え、誰の目にも当然と見えるほどの場合に限定することが、そのような裁判官を育て、あるいは守ることに資するものと信じるのである」。

最近の学説においても、南野森九州大学教授は、前記の「裁判所法逐条解説」における裁判所法81条の解説や平成10年最高裁決定での河合裁判官の上記反対意見を引いた上で「裁判官には「上司」の職務命令に従う義務はなく、「独立してその職務を行」うことが憲法上、－「要求」されているというよりはむしろ－許されているのである」「つまり、76条3項は、裁判官に対していわば「良心の自由」を特権的に保障したものとなる。そして、だからこそ、「この憲法及び

法律にのみ拘束されるのである」と論じている（南野森「司法の独立と裁判官の良心」ジュリスト1400号11頁）。

すなわち、「裁判官の独立」とは、訴訟当事者や第三者はもとより、裁判所内部における個々の裁判官の職務の独立をも意味しているものであり、これを宣明したのが裁判所81条なのである。

(3) 司法行政権にもとづく裁判事務分配に関する裁量と限界について

裁判所法81条が定める司法行政上の監督権の限界を前提としつつ、裁判所における裁判事務の分配については最高裁判所下級裁判所事務処理規則（昭和23年最高裁判所規則第16号）に定められている。

これによれば、「高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所における裁判事務の分配、裁判官の配置及び裁判官に差支のあるときの代理順序については、毎年あらかじめ、当該裁判所の裁判官会議の議により、これを定める。」（同規則6条1項）とした上、「各部又は各支部の裁判官に対する裁判事務の分配は、当該部又は当該支部において、これを定める」（同規則6条2項）としている。ここでは、裁判事務の分配と裁判官の配置は当該裁判所の裁判官会議で定め、部に分配された裁判事務の分配すなわち当該部のどの裁判官がどの事件を担当するかについての決定は、当該部の裁量に任されているようである。しかし、前述のような裁判所法81条、憲法76条3項や民事訴訟法の直接主義の要請にもとづき、上記の裁量にはおのずから限界があり、その裁量権を逸脱、濫用することが許されるものでなく、羈束裁量行為であると解さなければならない。特に、裁判官の独立は憲法上の要請であり、司法権への信頼を確保し、公正な裁判を担保するものであることにかんがみて、むやみに裁判事務の分配を変更すべきではなく、その変更には合理的な理由がなければならない。

(4) 裁判は審理をした裁判官が判決をするという直接主義が裁判の基本的原則である（民訴法249条）。裁判官には転勤があるので、審理のすべてに関与しない裁判官が判決をすることも、弁論を更新することにより許容はされるが、担当裁判官の変更はできるだけ避けるべきであり、当該事件担当裁判官が同じ裁判所に所属している場合、ましてや同一部に所属している場合に、同人を担当している事件から外して、他の裁判官の担当とするということは、直接主義を無視するもので、許容されるものではない。

とくに証拠調べの途中での裁判官の交替の問題性について、木川統一郎博士（元中央大学法学部教授・民事訴訟法）は、同氏が平成2年に司法研修所で行った「民事事件の審理と判決書の合理化－西ドイツ主任判事の役割から学ぶ－」（判例タイムズ731号4頁以下）と題する報告の中で次のように述べて、厳しくこれを批判している。

「証拠調べ中の裁判官の更迭は、厳禁すべきである。単に正しい判決にとってそれが厳禁事項であるだけでなく、裁判所に対する国民の信頼は著しく害されると思う。」（同7頁）

「最後に、私の感想では、証拠調べ中に裁判官の過半数が更迭するということが、わが民事訴訟実務の恥部であると思っております。裁判所がどういう人事の原則をとっているのか部外者である私にはわかりませんが、我々国民の立場から見ると、証拠調べ中に裁判長と主任判事が変わるということは、国民の感情としては絶対許せない、非常におかしい、ぜひ避けるべきである、と感じます。」（同24、25頁）

司法制度改革により裁判の迅速化が図られ、計画審理や集中証拠調べが推進されてきたのは、これらの厳しい指摘を踏まえて、証拠調べ中の裁判官の交替を極力避けるための方策

であった。司法制度改革において司法の国民的基盤の確立を図るべきこととされ、これを踏まえて証拠調べ中の裁判官の交替を極力避けるために審理の充実と迅速化が図られてきた。それにも関わらず、裁判所が、合理的な理由もなく証拠調べの途中で恣意的に裁判官を交替させることは、直接主義に反するばかりか、司法の国民的基盤の確立のために訴訟審理の充実と合理化を図ってきた司法制度改革の趣旨を没却することであって、国民主権原理からも看過しがたいことと言わなければならない。

上記の観点から、客観的に合理的な理由がないのに裁判事務の分配を変更することは、訴訟の遅延に結びつくばかりか、民事訴訟法の定める直接主義（民訴法249条）の趣旨を没却し、さらには変更前の裁判官が責任を持って職務を遂行することを阻害し、ひいては裁判官の独立を害することになるから、そのように客観的に見える外形的事実が存在する場合、つまり客観的に合理的な理由なく裁判官が交替しているとみえる場合には、裁判官の交替は何らかの不当な外的圧力ないしは要因による交替とみざるを得ず、新たに配置された裁判官に対する忌避事由が存在する、といわなければならない。

(5) 本件における「裁判の公正を妨げるべき事情」について

① 本件担当裁判官は、次のように多数回にわたり変更されており、その変更は恣意的としか言いようがない。(以下の、裁判官の配属・異動状況は、裁判所のホームページに公開されている2018年4月1日現在とする東京地裁民事部の担当裁判官一覧及び本年6月6日公開されている裁判官の異動履歴とする新日本法規出版株式会社のホームページ内の裁判官検索による。)

第1に、本件においては、わずか1年10ヶ月余の間に、裁判長の変更が3人目、右陪席裁判官の変更も4人目、左陪席裁判官の変更は2人目という状況であり、担当裁判官の変更が目にも余り、恣意的としか言いようがない。

第2に、1人目の裁判長の後藤健氏は、東京地方裁判所民事30部に在籍しており、本件担当から外れるべき理由がない。

第3に、2人目の裁判長の高谷恭一郎氏（以下「高谷裁判官」という）は、東京地方裁判所民事22部に在籍しており、本件担当から外れるべき理由がない。高谷裁判官が裁判長を務めたのは、2017年9月28日の第5回口頭弁論期日から2018年2月22日の進行協議期日までのわずか5ヶ月間であった。このように短期間で裁判長が交替することはきわめて異例である。しかも高谷裁判官は、本件担当から外れた後も東京地方裁判所に在籍しており異動していないのである。

第4に、唯一最初から事件に関与していた左陪席裁判官の雨宮裁判官は、本件担当部の民事1部に在籍し、本件を担当する合議1係に配属しており、本件から外れるべき理由は全く考えられない。同裁判官は、本件第1回口頭弁論期日から本件に左陪席として関与してきて本件訴訟の内容を良く知っており、かつ2018年4月以降の合議体のなかで唯一、2018年1月26日の第6回口頭弁論期日に行われた原告本人7名の尋問のすべてを直接見聞きしていたものである。

② 前澤裁判長は、2018年4月16日の進行協議期日において、弁論更新手続を経る前でもかかわらず、すでに証人の不採用を予告しており、弁論更新前から予断を持っていたものとし考えられない。

この進行協議期日の時点で、前澤裁判長及び実本裁判官は、本件の口頭弁論期日に1度も立ち会っていない。これら裁判長及び裁判官は、まだ、本件の請求の趣旨及び請求の原因の陳述に直接接していない。同裁判長及び裁判官は、その

時点で未だ証人の採否という事件の内容に及ぶ判断をする資格を持たないのであり、しかも証人の採否という訴訟手続上極めて重大な手続の決定をしようとするのに、当事者の口頭での弁論を全く聴くこともないままその判断を示すことは、極めて重大な直接主義違反である。

ましてや、10日ほど前に「まだ記録を全く検討していない」とのことであった着任早々の裁判長が、本件の膨大な記録に目を通し、その内容を十分に検討していたとは到底考えられず、実質的にも予断に基づく証人不採用の予告であり、裁判の公正を妨げる事情を示すものである。

③ 前澤裁判長ら3名の裁判官は、本件の審理に必要な不可欠な証人尋問の申出を全て却下し、①、②から推測される予断を抱いた偏頗な態度を現実のものとした。

本件において被告は、原告らが新安保法制法の制定によって侵害されたと主張する権利ないし利益は、法律上保護された利益とは認められないから主張自体失当であると主張し、そのことだけを根拠に本件請求は棄却されるべきものと主張してきた。この被告の主張の正否を判断するためには、原告らが主張している精神的苦痛が、現実的かつ具体的なものとして客観的に裏付けられるかどうかの審理が必要不可欠である。

本件で原告らの訴える被害は、新安保法制法の制定により日本が戦争やテロの危険に大きく近づいたという状況の下で、それぞれの戦争体験や社会的立場等に応じて、戦争の再来におののき、苦難の人生の支えを失い、生涯をかけた平和な街づくりや職業的使命を妨害されるなど、各人固有の人格の侵襲を受け、また、平和的生存権及び憲法改正・決定権を侵害されるなどにより、精神的苦痛を余儀なくされたというものである。

そしてこれらの被害が現実的かつ具体的なものであるかどうかを判断するには、一つには、新安保法制法の制定以前の憲法9条を中心とする憲法の平和主義の体系及び従来の政府の憲法解釈がどのようにして日本の平和を維持しようとしてきたか、新安保法制法の制定によってそれがどのように変容を受けたかの専門的客観的把握が必要である。そしてもう一つは、新安保法制法の制定によって、現在の国際情勢の下で、日本の立場がどのような影響を受け、自衛隊及び米軍の実態と機能がどのように変化し、現実の国際紛争にどのようにかかわっていくことになるかという、軍事的な国際関係の専門的客観的分析が必要である。それによってはじめて、原告らが実感している危険感、不安感、絶望感等が現実的根拠を有するものとして裏付けられることになる。そして、かかる原告らの精神的苦痛が法的保護に値する権利・利益の侵害と評価すべきかどうかは、侵害行為の態様・程度と被侵害利益の種類・内容との相関関係から、総合的に判断されるべきことである。したがって、原告本人尋問における権利侵害事実の陳述と併せて、侵害行為の態様、侵害利益の内容を証人尋問によって客観的に明らかにすることは、本件において公正な判決を下す上で不可欠である。

原告らが申請した証人らは、それぞれ、①従来の憲法9条を中心とする平和主義の形成とその機能及び新安保法制法の制定によるその変容を基礎づける事実の証言（証人宮崎、半田、前田、青井）、②国会による新安保法制法の制定等、加害行為の重大性を基礎づける事実に関する証言（証人濱田、福山、半田、青井）、③原告らの体感する新安保法制法の危険性を軍事的・国際的・歴史的状況に基づいて客観的に裏付ける証言（証人半田、前田、西谷、半藤、青井）を行う予定であった。これらの事実は、原告本人尋問だけで明らかにできることではなく、専門的な知見や経験を有するこれらの証

人の証言によってはじめて明らかにすることができるものである。

上記8人の証人の証言は、本件を審理する上で不可欠である。特に、軍事的国際的な事実関係に関しては、裁判官も当事者も基本的に素人であり、新安保法制法がこれらにかなる事態をもたらし、原告らの危機感等に関連するかを自らの体験を踏まえて専門的に明らかにできる証人の証言(半田、前田、西谷ら)を排斥する理由は全くなく、裁判官が本件に予断を持っていること以外に考えがたい。これらの証人尋問を経ずに訴訟を進行させることは、原告本人尋問を経ないで結審するのと同等の偏頗な訴訟進行である。したがって本証人尋問の不採用の決定は、「裁判の公正を妨げる事情」といえる。

4 まとめ

以上のとおり、本件において、前澤裁判長以下3名の裁判官は、証拠調べの途中という極めて重要な時期に、もっとも記録の内容を熟知していたであろう両宮裁判官が当該部に所属しているにも関わらず、突如として交替させて新たに本件に関与するに至り、「まだ記録を読んでいない」と言いながらも、弁論更新の前の段階においてすでに証人尋問について消極的な態度を明らかにするという予断にうち満ちた姿勢を明らかにし、結局重要な証人として原告が申請する証人を一人も採用せず却下するという、極めて偏頗な態度を訴訟の内外で露骨に示した。このように合理的理由なく合議体の構成を変更した揚げ句に、必要不可欠な証人尋問の申請を全て却下した前澤裁判長らの姿勢からは、裁判官の独立が損なわれていて裁判の公正を妨げるべき事情が存在することが明白である。

よって、3名の裁判官について原告が行った忌避の申立ては理由がある旨決定すべきである。

第3 最後に

(司法への信頼と裁判官の独立をまもるために)

最後に、司法への信頼と裁判官の独立、という点について、原告代理人が考えているところを一言述べておきたい。

旧憲法下で「司法権ハ天皇ノ名に於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ」(大日本帝国憲法57条1項)と定められ、組織としても司法大臣の監督下にあった裁判所を、現行憲法は、立法府、行政府と対等とし、違憲立法審査権を与え、人権保障の砦としての役割を与えた。しかし、戦後司法が歩んできた道は、決して平坦ではなかった。それは、立法府、行政府と司法府が互いに緊張関係にあることを予定する現行憲法の制度上も必然といえよう。そしてまた、現行憲法下で裁判所の中における裁判官の独立が危機に瀕した歴史もある。

長沼ナイキ訴訟に関連して起きた平賀書簡事件*(1969年)、また平賀書簡事件とほぼ同時期に起きた青年法律家協会(青法協)所属裁判官に対する最高裁主導を疑われる脱退勧告事件、さらに宮本康昭裁判官(当時)に対する裁判官再任拒否事件*(1971年)は、裁判官の思想良心の自由を脅かし、個々の裁判官の萎縮をもたらす大きな出来事であった。現にこの頃、裁判官訴追委員会が青法協加入を理由に罷免の訴追が申し立てられた一部の裁判官たちに、青法協所属の有無等を尋ねる照会状を発送したことがあるほか、公安調査庁が裁判官の言動を調査するなどの事件が起きているのである。

これらの司法の危機のまっただ中であつた1971年10月2日、晩年の我妻栄は、司法のありかたを真剣に問う裁判官たちが開いた裁判官懇話会に招かれ、「この頃の司法の問題をめぐって—とくに裁判官の身分保障などを中心にして—」と題する講演を行っている(裁判官懇話会編「裁判の独立のために」(1975

年、判例時報社)22頁以下)。我妻がこのときすでに裁判の迅速化のため集中証拠調べを提案していることに驚くが、さらに我妻は、今日の憲法を取り巻く状況を予言しているかのようにして、次のように発言していることは注目に値する。

すなわち、我妻は、講演への質疑応答の中で、「裁判が政治に迎合してはいけないのか…」との質問に対し、次のように答えている。

「…戦後にできた憲法と言うものは、すばらしく社会的に進んでいる。あらゆるものにストライキ権を認めたり、労働三権を認めたり、教育権を認めたり、憲法25条の福祉国家であることというのは、あれは非常に進んだものである。ところが、日本の政府はどうかというと、その施策は朝鮮事変を境としてだんだん逆行してきた。それは警察に関する立法でも教育に関する立法でも、退歩また退歩である。憲法と政治の関係は逆である。憲法の方が進んでいて、政治・行政の方がずっとおくられている。だから、そのときに違憲立法審査をする機関として、裁判所は相当悩むこともあるだろうと思う。そこで、あなたの言われる意見のように、政治に密着することがかえって国のためじゃないかという疑問が起きてくるわけだろうと思う。憲法は世間知らずで、あまりにも理想を宣言している。しかし、世の中はそうはいかん。そこで、政治はそれを少しずつモディファイしてるんだ。したがって、裁判官もそれを是認してやるほうが国のためになるんじゃないかという考え方が起きてくる余地があるだろうと思う。だがしかし、それじゃせっかくの憲法を政府のやり方でゆがめてしまって、憲法をないがしろにすることになってしまう。そのあたりの調整こそは、われわれ学徒の当面している根本的な問題であることは確かである。」(前掲書41頁)

まさしく我妻は、現在の憲法を取り巻く状況、すなわち、政治が数の力にものを言わせて憲法をゆがめてないがしろにし、このために裁判所が次々と憲法上の難問に直面させられている今日の状態を言い当てており、またこれに対する明確な答えを示している。司法に携わる身として、謙虚に我妻の言葉に耳を傾けなければならないのではないだろうか。

合議体の構成を、わずかな期間のうちに合理的な理由もなくころころと変えて、果たしてじっくりと腰を据えて政治部門と対峙できるだろうか。政治部門に対して腰の据わらない裁判所に対し、国民・市民は信頼を置くことができるであろうか。答えは否である。

なお、外国の例を見ると、アメリカの連邦最高裁判所やドイツの連邦憲法裁判所は、政治的・社会的に大きな争点となっている問題に対しても「人権擁護」「憲法擁護」の視点から真摯に向き合い、時に政府の行為や法律などに積極的に違憲判決を下してきた。歴史的に裁判所不信の伝統があるフランスでも、現在のフランス第5共和制憲法の「憲法院」は「人権擁護」「憲法擁護」の立場から政府の対応を問題とし、違憲判決を下すことも少なくない。そして、アメリカの連邦最高裁判所やドイツの連邦憲法裁判所、フランスの憲法院のこうした対応は多くの国民の支持を得てきた。

これに対して、「人権擁護」「憲法擁護」の視点を持たず、その結果、政治部門との対峙を避けて事なかれ主義で訴訟を進行させようとする裁判官たちが国民に信頼されるはずがない。のみならず、政治部門と真剣に対峙しようとしめない裁判所には「公平な裁判」は期待できないものというべきである。

以上が本件忌避申立てを行う理由である。

以上

全国の提訴・裁判の状況 (2018年8月9日現在)

提訴地	裁判の内容	次回期日
東京	国賠	未定(忌避申立中)
	差止・国賠	10月15日13:30
	女の会 国賠	10月17日14:30
札幌	差止・国賠	9月28日15:00
釧路	国賠	9月26日14:30
福島(いわぎ)	国賠	8月29日13:30
神奈川(横浜)	差止・国賠	8月16日11:00
埼玉(さいたま)	国賠	11月 7日15:00
群馬(前橋)	国賠	10月24日14:00
山梨(甲府)	国賠	10月16日15:00
長野	国賠	10月19日10:30
愛知	国賠	未定(8月2日提訴済)
大阪	差止・国賠	10月24日11:00

提訴地	裁判の内容	次回期日
京都	国賠	9月13日14:00
岡山	国賠	9月19日14:30
広島	差止・国賠	9月 5日13:30
山口	国賠	10月17日14:00
高知	国賠	未定(次回は進行期日)
福岡	国賠	10月23日14:00
	差止・国賠	9月12日14:00
長崎	国賠	9月18日14:15
大分	国賠	10月18日10:30
鹿児島	国賠	9月25日15:00
宮崎	国賠	10月16日14:00
沖縄(那覇)	国賠	9月 4日13:30

第8回安保法制違憲訴訟を読む

2018年9月4日(火) 18時30分開始

原告の自主勉強会です。見学も歓迎します。一緒に勉強しましょう！(お問合せ: plaintiff@anpoiken.jp)

場所 東京ボランティア・市民活動センターAB会議室
JR総武線・飯田橋駅東口を出て左、メトロB2b
「セントラルプラザ」10階

DVD「安保法制違憲訴訟の今」

先に行われました福田護弁護士の特別講義「安保法制違憲訴訟の今」がDVDになりました。500円以上のカンパでお送りします。ご希望の方は、office@anpoiken.jpまで、送り先(住所・氏名)を明記の上、お申込みください。



安保違憲法制成立から3年(仮)

2018年9月19日(水) 16時開始

議員会館(詳細未定)

※集会を予定しています。

安保法制違憲訴訟を支える会

安保法制違憲訴訟は、多くの方に支えられています。まだ会員になっていない方は、どうぞご入会ください。

会費は年3000円(1口 何口でも可)で、裁判の実費や裁判に関するニュースの発行などに使用します。

第8回差止訴訟期日のご案内

2018年10月15日(月) 13時30分開廷

- 12:30 東京地裁前集合 アピール行動開始!
- 12:45 整列・入廷行進
- 12:55 傍聴席の抽選に並ぶ
※抽選に漏れた場合は議員会館
- 13:30 開廷(原告本人尋問)
金田マリ子(空襲被害) | 崔善愛(チェソング)
(在日コリアン) | 竹中正陽(船舶) | 山口宏弥(飛行機) | 市川平(横須賀) | 志葉玲(ジャーナリスト) | 小倉志郎(原発技術者)
- 17:30 報告集会(議員会館)

【年会費の振込先】

口座名義: 安保法制違憲訴訟を支える会
(アンポホウセイイケンソショウヲササエルカイ)

【ゆうちょ銀行からのお振込み】

ゆうちょダイレクト 口座記号・番号: 00140-514288
ATM 口座記号・番号: 001405-514288
窓口 口座記号・番号: 00140-5-514288

【その他の金融機関からのお振込み】

店番: 〇一九(ゼロイチキョウ)店(019)
預金種目: 当座 口座番号: 0514288

第6回女の会期日のご案内

2018年10月17日(水) 14時30分開廷

- 13:55 傍聴席の抽選に並ぶ
- 14:30 開廷
- 16:00 報告集会(参議院議員会館)

【支える会連絡先】

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-2-11
連合会館内 平和フォーラム気付
Tel.03-5289-8222 Fax.03-5289-8223
E-mail soshou.sasaeru@gmail.com